

## 基本計画特別委員会の運営方法

### 1 委員定数

議員全員（85人）

### 2 正副委員長

委員長1人	自 民
副委員長2人	立 憲
	公 明

※ 多数会派順に指定

### 3 理事及び理事会

(1) 理事会を設けることとする。

(2) 理事は正副委員長及び交渉会派各1人とする。ただし、所属議員が25人以上の会派は2人とする。

【理事の会派割り当て数（正副委員長を除く）】

自民	立憲	公明	共産
2	1	1	1

(3) 理事会は傍聴を認めることとする。理事会の傍聴の取扱いに関しては、委員会と同様とする。

(4) 委員長はオンラインによる方法を活用した理事会を開くことができる。この場合において、オンラインによる方法を活用した理事会の開催事由その他必要な事項は、オンラインによる方法を活用した委員会の例による。

(5) 理事会は記録を作成し、公開する。

また、インターネット中継及びモニターテレビ放映を実施する。

### 4 分科会

(1) 分科会を設けることとする。

(2) 構成及び審査区分は常任委員会に準ずる。

(3) 各分科会の主査及び主査代理は各常任委員会正副委員長とする。

(4) 分科会は傍聴を認めることとする。分科会の傍聴の取扱いに関しては、委員会と同様とする。

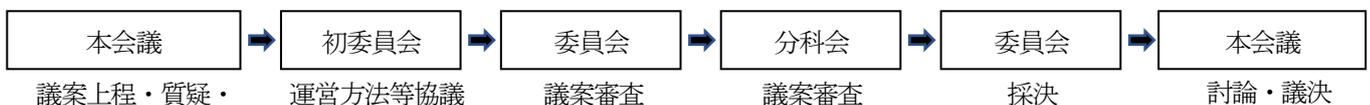
(5) 主査はオンラインによる方法を活用した分科会を開くことができる。この場合において、オンラインによる方法を活用した分科会の開催事由その他必要な事項は、オンラインによる方法を活用した委員会の例による。

(6) 分科会は記録を作成し、公開する。

また、インターネット中継及びモニターテレビ放映を実施する。

(7) その他、分科会の運営方法は、常任委員会と同様とする。

### 5 審査の流れ



### 6 審査方法

(1) 委員会

委員会での議案審査における審査方法は、予算・決算特別委員会の総合審査と同様とし、議案説明を省略し直ちに質問に入る。

(2) 分科会

ア 議案及び横浜市中期計画2022～2025原案における、各局の関連する政策・行財政運営の概要・素案からの主な変更点について、各局からの説明後、質疑を行う。

イ 政策・総務・財政分科会においては、政策局から、基本戦略及び9つの戦略並びにパブリックコメントの概要等についても説明することとし、他の7つの分科会では当該部分の説明は行わないが、質疑の対象には含める。

ウ 分科会では議案の採決は行わず、分科会報告書には主な質問項目を記載する。

7 定足数

委員定数の半数以上の出席（委員会条例第10条）

8 理事者の出席

委員会（議案審査） → 市長以下関係職員  
 委員会（初委員会・採決）・分科会 → 副市長以下関係職員

9 行政委員会の長の出席

行政委員会の長の出席を求める場合は、事前に通告する。

10 委員席の指定

委員席は指定する。ただし、会派内での移動は妨げない。

11 通告期間

通告期間は、審査日の前々日（12月12日（月））の正午までとする。

12 質問・答弁

発言持時間の算出で用いている質問・答弁比率の55：45を基に行う。

13 質問者数・質問順位

(1) 質問者数

交渉会派については会派議員数が10人までは2人、10人を超えるごとに1人を加えた人数を上限とし、非交渉会派（無所属を含む。）については1人とする。

会 派	自民	立憲	公明	共産	民主	無ク	神ネ
質問者数(上限人数)	5	3	3	2	1	1	1

(2) 質問順位

多数会派順（無所属を含む。）とするが、交渉会派の2人目以降の質問順位は、交渉会派の枠内で各会派の1人目の発言が終了後、多数会派順にまとめて連続で行う。

【各会派が上限人数で質問を行った場合の例】

順 位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
会派等	自	立	公	共	自	自	自	自	立	立	公	公	共	民	無	ネ

※ 通告期間経過後は受け付け順に質問する。

14 各会派の発言持時間

会 派	自民	立憲	公明	共産	民主	無ク	神ネ	計
持時間(分)	78	42	36	20	7	4	2	189

※ 非交渉会派及び無所属議員の発言持時間の取り扱い

- ・ 非交渉会派及び無所属議員の1日の発言時間については、交渉会派の5人の発言持時間（11分）を越えない範囲とし、発言通告時に申告する。その申告した時間については、発言を行った後に残時間が生じても次の日以降に繰り越さない。
- ・ 令和4年5月12日の市会運営委員会決定に基づき、令和4年度に限り、年間持時間制により運用する。

<年間持時間>令和4年度に予定されている特別委員会①～④の持時間の合計

- ・ 総合審査等：現行の総合審査等の上限時間の合計
- ・ 局別審査：年間持時間－総合審査等の持時間

【令和4年5月12日の市会運営委員会決定に基づく特別委員会における発言持時間】

会 派	民主			無ク			神ネ			
	年間	総合審査等	局別審査	年間	総合審査等	局別審査	年間	総合審査等	局別審査	
当初	168分	36分	132分	96分	30分	66分	28分	26分	2分	
実績	①財政ビジョン	11分	—	5分	—	0分	—	0分	—	
	②決算	0分	66分	7分	28分	0分	0分	0分	0分	
残時間	③基本計画	91分	25分*	—	56分	18分*	—	28分	26分*	—
	④予算		66分	38分		2分				

※ 総合審査等の持時間は局別審査にも使用可

## 15 パネルの拡大表示

- (1) 委員は、質問を補完することを目的として、委員会での議案審査（12月14日（水））において、委員長長の許可を得て、図・表・写真等（静止画に限る）の資料をモニター及びスクリーンに表示することができる。
- (2) 質問者の資料は、委員席向きと当局席向きに設置されたモニター及びスクリーンに投影する。
- (3) 投影資料を使用する場合は、あらかじめ議会局書記とデータの準備や当日の投影の段取り等について打ち合わせ、質問通告時にどの項目で使用するか記載する。電子データは、パワーポイントなどスライド表示できる形式で原則委員が作成し、質問通告の期限（12月12日（月）の正午）までに担当書記に提出する。
- (4) 委員は、著作権や個人情報の保護、公序良俗に反しないかなどに十分配慮するなど、投影資料の内容について責任を負う。疑義があるときは、その取扱いは正副委員長長の判断による。
- (5) 投影する際には、委員会記録を読んだ際に状況が伝わるよう、資料の内容を説明するよう努める。
- (6) 投影資料は、予算・決算特別委員会の際と同様に、議事録には掲載しない。
- (7) 投影資料の送り・戻し等の操作は、委員が行う。インターネット中継では、委員の口頭による合図から10秒程度、投影資料のデータを配信し、その後委員を映す手順を基本に、適宜配信する。

## 16 電子機器の使用

- (1) 令和4年9月5日の市会運営委員会決定に基づき、電子機器（パソコン及びタブレット端末）の使用について、次のとおり試行実施する。
  - ア 審査に必要な場合に限り、電子機器の使用を認める。
  - イ 対象者は議員、当局及び議会局とする。
  - ウ 委員会資料（当日席上配付）は従来どおり紙で配付する。
  - エ 横浜市会デジタルキャビネットにおいて、質問者が使用する図・表・写真等の資料（スライド）を閲覧できるようにする。
- (2) 電子機器使用のルールについては、令和2年4月28日の市会運営委員会決定に基づき、次のとおりとする。
  - ア 使用の範囲
    - ・ 会議の議題に直接関係し、あらかじめ機器に保存している情報や資料の閲覧
    - ・ 会議内容のメモ（写真撮影、録音、録画は除く）
    - ・ 審査中にインターネットを利用する方法により、会議の議題に直接関係する情報又は資料を検索し、及び閲覧して議論を充実させること
  - イ 会議中の禁止事項
    - ・ 着信音や操作音等の音を発生させること
    - ・ 写真撮影、録音、録画
    - ・ メール送受信、SNS・電子掲示板等への投稿

## 17 その他

先例に基づき、本会議での委員長による口頭報告は行わない。

## 基本計画特別委員会正副委員長及び理事名簿

委員長	渋谷 健	(自 民)
副委員長	今野 典人	(立 憲)
〃	望月 康弘	(公 明)
理 事	伊波 俊之助	(自 民)
〃	伏見 幸枝	(自 民)
〃	大野 トモイ	(立 憲)
〃	安西 英俊	(公 明)
〃	みわ 智恵美	(共 産)

## 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた 基本計画特別委員会の運営について

令和4年11月28日開催の市会運営委員会において決定された新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた議会運営に基づき、以下のとおり対応する。

- 1 委員会等においては、効率・効果的な運営となるように努める。
- 2 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置実施期間中に開催することとなった場合、委員会（採決日を除く。）については、座席の間隔を確保するため、出席委員を半数程度に調整する。また、傍聴については、傍聴人の間隔を確保するため、1席ずつ空けて着席する。（委員会は20席、分科会及び理事会は10席を傍聴席数の上限とする。）
- 3 当局については、議事運営上必要な範囲内において出席を求める。  
また、必要に応じて会議中に入退室することは妨げない。
- 4 飛沫拡散防止のためのアクリル板を以下のとおり設置する。

会議	アクリル板を設置する座席	マスク等の着用
委員会	・委員長席 ・発言席 ・当局席（最前列）	自由
	・委員席等	着用
分科会	・委員席等	着用
理事会	・委員席等	着用

- 5 新型コロナウイルス感染症のまん延を事由としてオンラインによる方法を活用した委員会を開く場合において、委員からのオンライン参加の申請理由が「委員本人が感染者である」又は「委員本人が濃厚接触者である」ため参集が困難とされる場合は、オンラインで参加することを許可する。それ以外の理由の場合は、正副委員長で協議のうえ許否を決定する。

なお、委員会での議案審査においては、オンライン出席委員による質問は認めない。質問者がオンラインで参加する場合は、同会派の別委員が質問を行うこと、または文書質問等の代替措置で対応する。文書質問を実施する場合の実施方法は、別途協議する。

- 6 これらの委員会運営の見直しが必要になった場合等においては、別途対応を協議する。

※ その他、委員会等開催に当たっての基本的な感染対策等については、市会運営委員会決定のとおりとす。

## 基本計画特別委員会 審査日程（案）

〔 本会議（第2日） 12月6日（火） 議案上程・説明・質疑・  
基本計画特別委員会設置・付託・  
正副委員長選挙 〕

### 1 初委員会（運営方法等協議）

12月6日（火） 本会議終了後開催

### 2 議案審査

#### （1）委員会

12月14日（水） 午前10時

#### （2）分科会（常任委員会に続いて開催）

12月15日（木） 政策・総務・財政

国際・経済・港湾

12月16日（金） こども青少年・教育

健康福祉・医療

温暖化対策・環境創造・資源循環

水道・交通

12月19日（月） 政策・総務・財政

こども青少年・教育

温暖化対策・環境創造・資源循環

建築・都市整備・道路

12月20日（火） 政策・総務・財政

市民・文化観光・消防

健康福祉・医療

建築・都市整備・道路

### 3 採決

12月22日（木） 午後1時30分 理事会

午後2時 委員会

〔本会議（最終日） 12月23日（金） 議案議決〕

※上記の委員会及び理事会の招集通知は省略